

市報第11号

令和4年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和5年6月27日

横浜市長 山中竹春

令和4年度横浜市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
7 健康福祉費	3 老人福祉費	介護施設等の大規模 修繕の際にあわせて 行う介護ロボット・ I C Tの導入支援事業	円 221,195,000	円 -	円 221,195,000	円 -
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	高齢者施設等の 非常用自家発電 設備整備等事業	27,815,000	-	27,815,000	-
8 環境創造費	6 環境整備費	公園整備事業	1,135,634,880	461,633,740	674,001,140	-
11 都市整備費	1 都市整備費	拠点整備 促進事業	4,869,028	3,895,028	974,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	エキサイト よこはま22 推進事業	740,102,000	4,451,000	735,651,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	みなとみらい21 関連公共施設 整備事業	549,888,000	-	549,888,000	-
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	1,268,917,100	296,488,000	972,429,100	-
12 道路費	3 河川費	河川整備事業	247,564,900	98,082,000	149,482,900	-
14 消防費	1 消防費	航空隊運営事業	136,513,300	46,511,961	90,001,339	-
14 消防費	1 消防費	防火水槽 整備事業	21,711,800	13,026,000	8,685,800	-
17 諸支出金	1 特別会計 繰出金	市街地開発 事業費 繰出金	22,852,800	-	22,852,800	-
一 般 会 計 計			4,377,063,808	924,087,729	3,452,976,079	-

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
円 221,195,000	円 -	円 -	円 221,195,000	円 -	円 -	円 -	感染症の影響により納入等が遅延したため
27,815,000	6,000,000	18,544,000	-	-	-	3,271,000	感染症の影響により納入が遅延したため
674,001,140	423,382,725	250,135,000	-	-	-	483,415	感染症の影響により納入等が遅延したため
974,000	-	-	-	-	-	974,000	関係者との調整に日時を要したため
735,651,000	430,534,000	289,970,000	-	-	-	15,147,000	関係者との調整等に日時を要したため
549,888,000	329,933,000	219,955,000	-	-	-	-	関係者との調整等に日時を要したため
972,429,100	287,234,043	664,418,257	-	-	-	20,776,800	関係者との調整等に日時を要したため
149,482,900	46,200,000	46,200,000	46,200,000	-	-	10,882,900	工事事故の発生により工事が遅延したため
90,001,339	-	-	-	-	-	90,001,339	作業停止により委託業務等が遅延したため
8,685,800	-	4,155,000	-	4,000,000	-	530,800	関係者との調整等に日時を要したため
22,852,800	22,852,800	-	-	-	-	-	関係者との調整に日時を要したため
3,452,976,079	1,546,136,568	1,493,377,257	267,395,000	4,000,000	-	142,067,254	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(市街地開発事業費会計)						
1	市街地開発 事業費	2 事業費 二ツ橋北部三ツ境 下草柳線等沿道 地区第1期地区 土地区画整理事業	円 524,221,343	円 242,049,225	円 282,172,118	円 -
1	市街地開発 事業費	2 事業費 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 関 連 事 業	554,155,800	173,050,000	381,105,800	-
1	市街地開発 事業費	2 事業費 東高島駅北地区 土地区画 整理事業	618,000,000	398,000,000	220,000,000	-
市街地開発事業費会計計			1,696,377,143	813,099,225	883,277,918	-
(自動車駐車場事業費会計)						
1	自動車 駐車場 費	1 運営費 自動車駐車場 運営事業	31,284,000	-	31,284,000	-

翌 年 繰 上 り 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 会 計 繰 上 金	
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 282,172,118	円 282,172,118	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	関係者との調整 に日時を要した ため
381,105,800	92,500,000	265,753,000	-	-	-	22,852,800	関係者との調整 に日時を要した ため
220,000,000	110,000,000	110,000,000	-	-	-	-	関係者との調整 に日時を要した ため
883,277,918	484,672,118	375,753,000	-	-	-	22,852,800	
31,284,000	31,284,000	-	-	-	-	-	設計内容の変更 に伴い工事が遅 延したため

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。